（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二条の三　株式の発行会社の取締役が監査等委員である取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［六～八　略］

九　候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

十　候補者と当該会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

十一　候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

2　前項に規定する場合において、株式の発行会社が他の者の子会社等であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　候補者が過去十年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3　第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

四　当該候補者が現に当該会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

五・六　［略］

七　当該候補者が次のいずれかに該当することを当該会社が知っているときは、その旨

イ　［略］

ロ　当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去十年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ　当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去十年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［二～ヘ　略］

八・九　［略］

（監査等委員である取締役の選任に関する議案）

第二条の三　［同上］

［一～四　同上］

五　会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［六～八　同上］

九　候補者と株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

［号を加える。］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　候補者が過去五年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

3　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　当該候補者が現に当該会社の社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四・五　［同上］

六　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該会社の親会社等（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

ハ　当該会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

［二～ヘ　同上］

七・八　［同上］